

重 要 事 項 説 明

〔倉敷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成26年規則第60号） 第15条の規定に基づく掲示内容〕

令和6年6月1日現在

施設名称	若竹の園		
施設類型	保育所		
施設の所在地	倉敷市中央1丁目6-12		
施設の電話番号	422-0360		
園長氏名	津田 礼子		
施設の認可年月日	平成23年 4月 1日		
施設の確認年月日	平成26年12月 1日		
設置者名・所在地	社会福祉法人若竹の園 理事長 大 原 あ か ね （倉敷市中央1丁目2-1）		
受け入れ対象児童	① 2号認定子ども（満3歳以上の教育・保育を必要とする子ども） ② 3号認定子ども（満3歳未満の保育を必要とする子ども）		
施設の目的及び運営方針	倉敷市からの委託を受けて、保育を必要とする乳児・幼児に対して、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援（入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援）を行う。		
提供する教育及び保育の内容	「保育所保育指針」に基づき、教育・保育を提供する。		
職員の職種、員数及び職務の内容	職 種	員 数	職 務 内 容
	園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
	主任保育士	2名	保育士その他職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
	保育士	36名	園児の保育をつかさどる。
	看護師	1名	乳幼児の健康業務をつかさどる。
	事務員	2名	経理事務及び庶務を担当する。
	その他職員	2名	保育補助、洗濯、清掃業務を担当する。
	※ 員数については、令和6年4月1日時点の配置数を記載しています。		
嘱託医等の氏名、業務内容	職 種	氏名（医療機関名等）・主な業務内容	
	嘱託医	槇 明子（羽島こども診療所） 入所前健診、定期健診（年2回）、園児の健康に関する指導・助言など	
	健診医	木村恭子（木村耳鼻咽喉科医院） 耳鼻咽喉科健診（年1回） （倉敷中央病院） 歯科健診（年1回）	
特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日	開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日	
	休園日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）	
	開所時間（延長保育を除く）	7:00～18:00	
	延長保育時間	18:00～19:00	

支給認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額	○ 利用者負担金 <table border="1"> <tr> <td>保育料月額</td><td>倉敷市の定める保育所保育料月額</td></tr> <tr> <td>延長保育料・超過料金</td><td>1時間につき350円、月額3500円(おやつ代を含む)・超過料金は月額なし、日額350円</td></tr> <tr> <td>実費徴収金(諸費)</td><td>災害共済掛金(年額240円)、3歳以上児の主食費・副食費(月額700・4800円)、保護者会費(月額300円) 個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、別にお知らせします。</td></tr> </table> ○ 利用者負担金の徴収方法 <table border="1"> <tr> <td>当月分の保育料</td><td>倉敷市から送付される納付書(又は口座振替通知書)に記載された納期限までに、指定金融機関へ納付(口座振替の場合は充当)してください。</td></tr> <tr> <td>当月分の延長保育料・超過料金</td><td>納付袋をお渡ししますので、納期限までに当園へ納付してください。 ・ 月極利用については、当月の5日を納期限とします。 ・ 日額利用については、当日を納期限とします。</td></tr> <tr> <td>実費徴収金(諸費)</td><td>納付袋をお渡ししますので、納期限までに当園へ納付してください。①は口座引き落としです。 ① 当月分給食代(主食代)・・・当月10日を納期限とします。 ② 災害共済掛金(年払)・・・入所月初日を納期限とします。 ③ その他の実費については、適宜、徴収します。</td></tr> </table> ※ 指定する納期限が日曜日・祝日にあたる場合は、その翌日を納期限とします。	保育料月額	倉敷市の定める保育所保育料月額	延長保育料・超過料金	1時間につき350円、月額3500円(おやつ代を含む)・超過料金は月額なし、日額350円	実費徴収金(諸費)	災害共済掛金(年額240円)、3歳以上児の主食費・副食費(月額700・4800円)、保護者会費(月額300円) 個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、別にお知らせします。	当月分の保育料	倉敷市から送付される納付書(又は口座振替通知書)に記載された納期限までに、指定金融機関へ納付(口座振替の場合は充当)してください。	当月分の延長保育料・超過料金	納付袋をお渡ししますので、納期限までに当園へ納付してください。 ・ 月極利用については、当月の5日を納期限とします。 ・ 日額利用については、当日を納期限とします。	実費徴収金(諸費)	納付袋をお渡ししますので、納期限までに当園へ納付してください。①は口座引き落としです。 ① 当月分給食代(主食代)・・・当月10日を納期限とします。 ② 災害共済掛金(年払)・・・入所月初日を納期限とします。 ③ その他の実費については、適宜、徴収します。
保育料月額	倉敷市の定める保育所保育料月額												
延長保育料・超過料金	1時間につき350円、月額3500円(おやつ代を含む)・超過料金は月額なし、日額350円												
実費徴収金(諸費)	災害共済掛金(年額240円)、3歳以上児の主食費・副食費(月額700・4800円)、保護者会費(月額300円) 個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、別にお知らせします。												
当月分の保育料	倉敷市から送付される納付書(又は口座振替通知書)に記載された納期限までに、指定金融機関へ納付(口座振替の場合は充当)してください。												
当月分の延長保育料・超過料金	納付袋をお渡ししますので、納期限までに当園へ納付してください。 ・ 月極利用については、当月の5日を納期限とします。 ・ 日額利用については、当日を納期限とします。												
実費徴収金(諸費)	納付袋をお渡ししますので、納期限までに当園へ納付してください。①は口座引き落としです。 ① 当月分給食代(主食代)・・・当月10日を納期限とします。 ② 災害共済掛金(年払)・・・入所月初日を納期限とします。 ③ その他の実費については、適宜、徴収します。												
小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	○ 利用定員合計 220人 <table border="1"> <tr> <td>2号認定子どもに係る利用定員</td><td>3歳～5歳児 125人</td></tr> <tr> <td>3号認定子どもに係る利用定員</td><td>乳児(生後57日目から受け入れ) 15人 1歳～2歳児 80人</td></tr> </table>	2号認定子どもに係る利用定員	3歳～5歳児 125人	3号認定子どもに係る利用定員	乳児(生後57日目から受け入れ) 15人 1歳～2歳児 80人								
2号認定子どもに係る利用定員	3歳～5歳児 125人												
3号認定子どもに係る利用定員	乳児(生後57日目から受け入れ) 15人 1歳～2歳児 80人												
施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項(入所選考方法)	○ 利用開始(令和6年度入所申込みから適用) ① 利用申込み 倉敷市から交付された「支給認定証の写」を添えて、当園又は倉敷市保育・幼稚園課(又は各保健福祉センター福祉課)へ入所の申込みを行ってください。 入所申込書及び添付書類については、倉敷市の定める様式を使用します。 ↓ ② 入所選考 倉敷市の入所選考基準に基づき、倉敷市が入所決定を行います。 ↓ ③ 利用契約・利用開始 保育所における保育は、倉敷市との直接契約となります。 倉敷市からの入所決定後、当園における重要事項説明を行い、教育・保育を開始します。 ○ 利用終了 ① 年度途中で退園される場合は、事前(少なくとも退園予定日の2週間前)に、当園に申し出てください。 ② 保護者、その家族又はその関係者が当園、当園の職員又はその関係者に対して、保育の提供を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合は、保育の提供を終了することがあります。												
緊急時等における対応方法	○ 園での対応 園児が怪我を負うなどの緊急時等には、当園の判断で医療機関へ搬送します。 ○ 保護者への連絡 次のような場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。 (例) 園児の体調不良や怪我などで、お迎えをお願いするとき。 台風の接近などにより、避難指示(勧告)が発令されたとき。												

非常災害対策	○ 避難・防災対策 避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。 園児に対して防災教育を行います。 ○ 緊急避難場所 地震や津波などの大規模災害発生時(又は発生が予測される場合)には、次の場所に避難します。 第1避難場所……若竹の園 園庭(倉敷市中央1丁目6-12) 第2避難場所……新溪園 第3避難場所……芸文館広場(最終避難場所)						
虐待の防止のための措置に関する事項	○ 職員に対する措置 児童に対する指導やしつけであったとしても、児童の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、児童の健全育成に努めます。						
法令順守のための措置に関する事項	○ 法令順守責任者 当園の業務管理体制を整備するために、次の者を法令順守責任者とする。 《肩書》 理事長 大原あかね						
その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	○ 給食提供 当園では、完全給食(3歳以上児の主食を含む)を提供します。日清医療食品株式会社に委託して自園調理を行います。 ただし、遠足等は「弁当の日」としますので、当日は弁当を持参してください。 ○ 園児が加入する保険 ① 独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度 補償内容 当園管理下において発生した事故等について補償 給付金額 医療費の一部、3,770万円(障がい見舞金)、2,800万円(死亡見舞金) ② 賠償責任保険(損保ジャパン日本興亜) 保険内容 上記に同じ 保険金額 10億円(対人賠償1事故)、1,000万円(対物賠償1事故) ○ 第三者評価・会計監査 当園では、適切な施設運営を確保するために、第三者評価、会計監査を実施しています。 第三者評価 《評価者氏名》 榎原 芳子、河合 富美子 会計監査 《監査人名》 浅田 英久、原 浩之 ○ 苦情受付担当者の職・氏名・連絡先 主任保育士 鎌田 千佳 茂呂 智子 (TEL422-0360)						
その他保育、子育て支援の内容	<table border="1" data-bbox="268 1406 1528 1753"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 1406 555 1462">実施事業</th><th data-bbox="563 1406 1528 1462">事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 1473 555 1686">一時預かり事業</td><td data-bbox="563 1473 1528 1686"> 就労、病気、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭で保育ができないとき、乳幼児をお預かりします。(※ 事前登録、利用予約が必要です。) ○ 対象者……保育園に就園していない乳幼児(満1歳以上) ○ 利用限度……週3日以内かつ月14日以内 ○ 利用料……1日利用(2,000円)、半日利用(1,300円) ※飲食費を含む (生活保護世帯および市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯などは1日・半日を問わず300円、市の認定後から) </td></tr> <tr> <td data-bbox="268 1697 555 1753">園開放・育児相談</td><td data-bbox="563 1697 1528 1753"> 毎月園庭や保育室を開放し在宅児親子の体験機会とする。育児の相談を随時行う。申し込み票を玄関に置く。 </td></tr> </tbody> </table> ※ 各事業の詳細につきましては、園長までお尋ねください。	実施事業	事業内容	一時預かり事業	就労、病気、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭で保育ができないとき、乳幼児をお預かりします。(※ 事前登録、利用予約が必要です。) ○ 対象者……保育園に就園していない乳幼児(満1歳以上) ○ 利用限度……週3日以内かつ月14日以内 ○ 利用料……1日利用(2,000円)、半日利用(1,300円) ※飲食費を含む (生活保護世帯および市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯などは1日・半日を問わず300円、市の認定後から)	園開放・育児相談	毎月園庭や保育室を開放し在宅児親子の体験機会とする。育児の相談を随時行う。申し込み票を玄関に置く。
実施事業	事業内容						
一時預かり事業	就労、病気、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭で保育ができないとき、乳幼児をお預かりします。(※ 事前登録、利用予約が必要です。) ○ 対象者……保育園に就園していない乳幼児(満1歳以上) ○ 利用限度……週3日以内かつ月14日以内 ○ 利用料……1日利用(2,000円)、半日利用(1,300円) ※飲食費を含む (生活保護世帯および市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯などは1日・半日を問わず300円、市の認定後から)						
園開放・育児相談	毎月園庭や保育室を開放し在宅児親子の体験機会とする。育児の相談を随時行う。申し込み票を玄関に置く。						

※ 本重要事項説明には、運営規程の概要、職員体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項のみを抜粋して記載しています。

※ 本重要事項説明に関してご不明な点がございましたら、園長までお尋ねください。